

平成29年度
事業計画

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会

宮古市社会福祉協議会基本方針

誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指します！

宮古市社会福祉協議会は、宮古市の地域福祉活動を推進するために住民自らの行動計画を柱に、東日本大震災や平成28年台風10号による自然災害による地域環境等を考慮しつつ、引き続き地域福祉関係者等との連携や国の施策等の動向を踏まえ、社協組織の機能をフルに発揮できる体制づくりと地域らしい活動が福祉環境の変化に沿いながら進められるよう、それぞれの事業活動に取り組みます。

宮古市社会福祉協議会重点目標

【地域福祉活動計画の推進】

- 地域福祉の充実を目指し、誰もが安心して暮らすことができるよう生活支援活動等による地域づくりに努めます

【地域生活課題解消対応】

- 生活課題を抱えながら相談につながらない住民等を見落とさないよう既存の相談窓口機関やサービス事業所などが包括的支援の入口として機能するよう努めます

【社会福祉法人地域貢献】

- 福祉サービス提供の担い手として培った技術等を活かし、地域づくりの手本となる活動に取り組みます

【高齢者等支援の充実】

- 住民を支える福祉関係団体及び幅広い分野の活動主体との連携機能の構築に向け、外部機関等への積極的参画に努めます

【生活支援とコミュニティ支援】

- 日常生活をおくるうえで抱える生きづらさや地域生活の充実に向けた取り組みが地域自治会等との連携や多様な主体により取り組まれるよう協議を行います

【組織の役割と経営安定の取組】

- 組織として地域環境等の変化に対応可能な事業活動や公益的活動への取り組みと、経営と社協の役割を基に組織活動が持続可能となるよう事業の改廃等の検討を行います

【第1期】宮古市地域福祉活動計画（平成27年度～平成32年度）

基本理念：「ひと」と「人」がつながり 関わりあい ともに 支え合う まち みやこ」

I. 地域住民主体の活動とネットワーク構築に向けた基盤と人材の整備

<目標に向けての取り組み>

- (1) 福祉教育の推進と充実
- (2) 地域福祉活動基盤の整備
- (3) 地域人材の育成

II. 誰もが安心して暮らすことが出来る地域づくり

<目標に向けての取り組み>

- (1) 地域での見守り・支え合いの構築
- (2) 地域、人がつながり合う「場所」づくり
- (3) 相談機能の充実と情報提供体制の整備

III. 誰もが暮らしやすい生活環境の整備

<目標に向けての取り組み>

- (1) 自立や社会参加に向けた就労、ネットワークの構築
- (2) 災害時の要援護者への支援対応・体制の整備
- (3) 新たなニーズ（生活課題）への対応

平成29年度実施事業の動向等

1 事業廃止等

○地域福祉バス運行・貸出事業（休止・清算）

平成13年10月より地域福祉体験教室や施設慰問活動等、地域福祉活動の機動力を高めるために45人乗り大型バスを購入し運行してきましたが、年々授業時間等の制約から学校内での実施希望により利用が減少し、経費負担も大きいことから事業を休止し、清算処理を行う。

- 1) 運行休止等周知
- 2) 専門委員会協議（清算方法等）
- 3) 理事会提案（清算内容等承認）

2 事業内容等変更

①田代児童館事業実施場所の変更

平成28年台風10号により被災した田代児童館について、宮古市では老朽化の問題もあり復旧を断念し、平成29年4月1日より亀岳小学校に事業の実施場所を変更することを決定した。

- 1) 実施場所：亀岳小学校「多目的活動室」及び「作法室」約72㎡
- 2) 付帯設備：多目的活動室内に流し、シャワー室へ洗濯水道設備改修
- 3) 共有施設：学校空き時間の体育館及び校庭
- 4) 実施日等：平日放課後、日曜・祝祭日、年末年始を除く休日※変更無

②介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険サービスより一部移行）

平成29年4月1日より介護予防給付（要支援者）訪問介護・通所介護サービスが市町村事業へ移行することにより、要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象（基本チェックリスト該当）者に対し、介護予防・生活支援サービスを提供する。

- 1) 介護予防訪問介護・通所介護（要支援1、2）を宮古市地域支援事業へ移行
- 2) 包括払い（月単位）から利用回数ごとの利用単位に変更
 - 実報酬額の減算：要支援1 / 概ね412単位→300単位（国378単位）
要支援2 / 概ね422単位→350単位（国389単位）
 - 利用回数基準：要支援1 / 月4回、要支援2 / 月5回～8回
- 3) 多様なサービスの実施や生活支援活動等の検討を行う。

3 新規事業等

①宮古市地域包括支援センター運営等受託（検討）

宮古市では、市内に11圏域を設定し、それぞれ次の事業を市内社会福祉法人に委託する予定があることから、受託に向けた検討を行う。

- 1) 宮古市地域包括支援センター運営
- 2) 宮古市生活支援体制整備事業